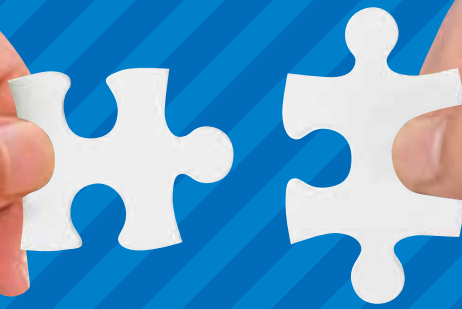




# 円滑な 事業承継 をサポートします!!

資金  $\yen$  調達

相談・対策



金融機関から  
資金を調達したい!

Support

①

## 事業承継のための 資金調達

事業承継に必要な資金の調達をサポート!

事業承継保証  
【SYOUKEI】

長崎県事業承継保証  
【県事業承継】

さまざまな資金用途に対応します。  
詳しくは裏面をご覧ください。



事業承継に  
ついて相談したい!

Support

②

## 事業承継についての 相談と対策

長崎県事業引継ぎ支援センターと  
連携し、事業承継の問題点と対策をサポート!

経営者の高齢化と  
後継者の不在

事業承継を  
進める手順

経営資源を  
引き継ぐ方法

# 保証の対象者と対象資金

## (1) 個人事業主から事業の承継を行う個人

- ①被承継者との事業譲渡契約等に基づく事業の譲受(買取)資金
- ②申込人以外の者が所有している事業用資産の取得資金
- ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な運転資金

## (2) 代表者の交代による経営の承継を行う会社

- ①申込人及び代表者以外の者が保有している申込人の議決権株式の取得資金
- ②申込人及び代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金
- ③前代表者への役員退職金支払資金
- ④その他、保証協会が認める事業承継に必要な運転資金



## (3) 事業承継のために設立された持株会社

- ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金
- ②申込人、その代表者及び事業会社以外の者が所有している事業用不動産の取得資金

但し、(1)～(3)いずれの対象者も被承継者の親族、役員または従業員による事業承継に限ります。

借入金額、期間に応じて、2つの制度をご用意しました。

制度名(略称)	事業承継保証(SYOUKEI)	長崎県事業承継保証(県事業承継)
保証限度額	2億8,000万円 〔普通保証2億円 無担保保証8,000万円〕	5,000万円
保証期間	20年以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
保証料率	年 0.36～1.52%	年 0.00～1.12%
貸付利率	金融機関所定利率	年1.65%
担保	必要に応じて徴求します。(ただし、不動産取得資金の場合は原則として融資対象物件を担保とします。)	
保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要です。 (ただし、上記(3)の場合は代表者ならびに事業会社の法人保証となります。)	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業承継計画書</li> <li>②資金使途に係る確認資料</li> <li>③株式取得資金のときは、税理士または公認会計士が作成した株式評価算定書</li> <li>④上記(3)のときは                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・持株会社及び事業会社の定款(写)、株主名簿(写)</li> <li>・事業会社の履歴事項全部証明書</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤商工会議所または商工会の「事業承継資金事業計画書兼推薦書」</li> <li>⑥県税の納税証明書</li> </ul>

※本制度は事前協議が必要です。まずは、ご相談ください。

## 事業承継について相談したい

長崎県事業引継ぎ支援センターと連携し、事業承継に関する様々なご相談に対応します。

経営者の高齢化と後継者の不在

事業承継を進める手順

経営資源を引き継ぐ方法

など

NAGASAKI GUARANTEE  
長崎県信用保証協会

ホームページ <http://www.cgc-nagasaki.or.jp>

本所 〒850-8547 長崎市桜町4番1号 TEL 095 (822) 9171 (代)

佐世保支所 〒857-0053 佐世保市常盤町2番17号 TEL 0956 (23) 3295

長崎県事業引継ぎ支援センター

ホームページ <http://n-hikitsugi.com/>

〒850-0032 長崎市興善町4番5号 カクヨウビル3F  
TEL095-895-7080